

天使のチョコリング事件

判決年月日 平成23年3月17日

事件名 平成22年(行ケ)第10335号 審決取消請求事件

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110318132105.pdf>

担当部 知的財産高等裁判所第4部

【コメント】

・結合商標の一部を取り出して，引用商標との類比判断をした上で，その構成中の一部が同一または類似であるとして，本件商標を無効とした審決が維持された事例です。

・結合商標について，その一部を取り出して他の商標との類比判断をすることが許されるのはどういう場合かに関する判断，及び取引の実情も踏まえた商標の類否判断の仕方について，参考になる判例です。

【参考判例】

知財高裁(第1部)平成22年12月14日判決(平成22年(行ケ)第10171号)

[BOOKING.COM事件] <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20101220094516.pdf>

では，BOOKINGの部分と.COMの部分を分離することに合理的な理由はないとして，結合商標の一部を分離して類否判断をすることが否定されています。

【事例】

「天使のチョコリング」の文字を横書きにした本件商標について，「天使」の文字を横書きにした引用商標と同一又は類似であるとして，本件商標を無効とした審決が維持された事例。

【判決内容の概要】

1 審決

(1) 結論

本件商標は，商標法4条1項11号に違反して登録されたものであって，商標法46条1項により無効とすべきである。

(2) 理由

本件商標と，引用商標1及び2(いずれも「天使」の文字を横書きしてなる)とは，その構成中の「天使」の部分において，外観，称呼及び觀念のいずれにおいても同一または類似といえる。

2 判決

(1) 争点

本件商標について，一部を取り出して引用商標との類比判断をすることの当否
本件商標と引用商標の類否判断の当否

(2) 結論

いずれについても，審決の判断に誤りはない。

(3) 理由

本件商標（結合商標）の一部を取り出して類比判断をすることの当否

ア 本件商標は，「天使のチョコリング」の文字を標準文字で横書きにし，指定商品を第30類「チョコレートを加味してなるリング状の菓子及びパン」とするものであって，漢字による「天使」と片仮名による「チョコリング」とが格助詞「の」で結び付けられている結合商標である。

イ ところで，商標法4条1項11号に係る商標の類否判断に当たり，複数の構成部分を組み合わせた結合商標については，商標の各構成部分がそれを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているものと認められる場合において，その構成部分の一部を抽出し，この部分だけを他人の商標と比較して商標そのものの類否を判断することは，原則として許されないが，他方，商標の構成部分の一部が取引者，需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる場合や，それ以外の部分から出所識別標識としての称呼，観念が生じないと認められる場合などには，商標の構成部分の一部だけを他人の商標と比較して商標そのものの類否を判断することも，許されるものである（最高裁昭和37年（オ）第953号同38年12月5日第一小法廷判決・民集17巻12号1621頁，最高裁平成3年（行ツ）第103号同5年9月10日第二小法廷判決・民集47巻7号5009頁，最高裁平成19年（行ヒ）第223号同20年9月8日第二小法廷判決・裁判集民事228号561頁参照）。

ウ これを本件商標についてみると，「天使」との語は，本件商標の指定商品である「チョコレートを加味してなるリング状の菓子及びパン」についての性状等を表すものではなく，本件商標の指定商品との関係では自他商品の識別標識としての機能を十分に発揮し得るものであるのに対し，「チョコリング」との語は，本願商品の指定商品の品質，原材料及び形状を普通に用いられる方法で一般的な文字で表示したものにすぎず，自他商品の識別力を有しないものであるから，本件商標は，「天使のチョコリング」という一連の称呼及び観念が生じるとしても，さらにまた，その構成中の「天使」の部分としての称呼及び観念が生じることも否定することができない。そして，このことは，原告が，製造販売する商品に「天使のチョコリング」との名称を使用しているということのみをもって影響されるものではない。

エ 以上によると，本件商標と本件引用商標との類否判断の前提として，本件商標のう

ち「天使」の文字部分のみを抽出することができ，これと同旨の本件審決の判断に誤りはない。

本件商標と引用商標との類比判断の当否

- ア 商標の類否は，対比される両商標が同一又は類似の商品に使用された場合に，商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるか否かによって決すべきであるが，それには，そのような商品に使用された商標がその外観，観念，称呼等によって取引者に与える印象，記憶，連想等を総合して全体的に考察すべく，しかも，その商品の取引の実情を明らかにし得る限り，その具体的な取引状況に基づいて判断するのが相当である（最高裁昭和39年（行ツ）第110号同43年2月27日第三小法廷判決・民集22巻2号399頁参照）。
- イ 引用商標1は，別紙引用商標目録記載1の商標の構成のとおりのものであって，漢字による「天使」の文字を横書きした構成からなるものであり，引用商標1からは，「天使」との観念及び「テンシ」との称呼が生ずるものであって，本件商標と引用商標1とは，同一の観念及び称呼を有するものである。
- ウ 引用商標2は，同目録記載2の商標の構成のとおりのものであって，平仮名による「てんし」の文字，漢字による「天使」の文字及び片仮名による「テンシ」の文字を上下3段に横書きした構成からなるものである。そして，その中段の「天使」の文字部分は，その上下の「てんし」及び「テンシ」の各文字部分と比較して格段に大きく書かれていることからすると，上下の「てんし」及び「テンシ」の記載は，中段の「天使」の記載の読みを記載したものであって，引用商標2の構成中の「天使」の文字部分が商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものということができ，引用商標2からは，「天使」との観念及び「テンシ」との称呼が生ずるものであって，本件商標と引用商標2とは，同一の観念及び称呼を有するものである。
- エ また，本件引用商標は，いずれも，その指定商品に第30類「菓子及びパン」を含むものであって，その指定商品は，本件商標の「チョコレートを加味してなるリング状の菓子及びパン」との指定商品を含むものである。
- オ そして，本件引用商標の商標権者である被告は，日本有数の菓子・食品の製造・販売等の会社であるところ，被告の商品には，「エンゼルパイ」との菓子がある（甲1，乙178～180）ほか，これまでも，「エンゼルスイーツ」（平成13年ころ。乙199），「エンゼルレリーフ」（平成8年ころ。乙200），「エンゼルパティシエ」（平成7年ころ。乙201）などの菓子類を販売してきたこと，被告は，明治38年以降，被告の商品に天使（エンゼル）の図柄を採用して付記し始め，時代の変遷とともに態様を少しずつ変遷させながら，本件商標の登録査定時に至るまで，同社のロゴマークに「エンゼルマーク」と呼ぶ天使（エンゼル）を象形化した図柄を採用するとともに，多くの自社商品のパッケージに同図柄を付記し続けてきたこと（甲1，乙62，63，

65～69)，被告は，この「エンゼルマーク」に係る多数の商標出願を行って，その保護に努めてきたこと（乙73～153），以上の事実が認められるところ，前記1(2)のとおり，「天使」には「エンゼル」の意味があり，「エンゼル」が「天使」の意味を有することは，我が国における一般的な外来語や英語の理解能力を前提にすると，指定商品の取引者や需要者のみならず，一般人においても容易に認識し得る程度のものである。

カ そうすると，本件商標と本件引用商標とは，いずれも同一の称呼及び觀念を生じるものであって，さらに，日本有数の菓子・食品の製造・販売等の会社である本件引用商標の商標権者である被告が，上記のとおり，本件商標の登録査定時に至るまで，長年にわたり，自社のロゴマークに「天使（エンゼル）」を使用し，自社の商品のパッケージに「エンゼルマーク」を付記してきたことなどの実情をも加え，取引者に与える印象，記憶，連想等を総合して全体的に考察すると，本件商標を，本件引用商標が指定商品として含む「チョコレートを加味してなるリング状の菓子及びパン」に使用した場合に，商品の出所につき誤認混同されるおそれがあるといえることができる。

キ 以上によると，本件商標は，商標法4条1項11号に該当するものといえることができ，これと同旨の本件審決の判断に誤りはない。

〔文責：大住 洋〕以上